

## 「第 4 次大学院教育振興施策要綱」素案

**第一 はじめに**

「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会決定。以下「審議まとめ」という。）等で提言されているとおり、大学院は知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担うことが期待される存在である。このような考え方に加え、令和 2 年に入り深刻化した新型コロナウイルス感染拡大による社会変革を踏まえると、今現在そして将来的な社会の需要に応えていくためにも、早急に社会のニーズへのより一層の対応をはじめとした「大学院教育の体質改善」ともいえる取組を実現する必要がある。

このような状況の下、大学院教育改革は各大学院が自主的・自律的に取り組む事柄であるということの基本に据えつつ、文部科学省としての大学院教育に係る考え方と令和 3 年度以降に取り組むべき具体的取組を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図ることを目的として、「第 4 次大学院教育振興施策要綱」を策定する。

なお、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の大学教育の在り方は現在各所において議論・検討が行われているところであり、また、コロナ対応と並行して、大学の教育のみならず事務の側面でも DX 化が進んでおり、学部段階だけでなく大学院も含めた大学全体で広がっている。大学院は、学部段階と足並みを揃えるだけではなく、研究指導に重きが置かれた大学院の特徴を活かす等して、中心となって大学教育における先進的な取組を講じていくことも考えられる。

**第二 期間**

令和 3 年度から令和 7 年度まで

**第三 今後の大学院教育改革の方向性**

Society 5.0 の実現等、2040 年頃の社会を見据えて、現在行うべき大学院教育改革の方向性として、「審議まとめ」では 8 項目で方策が示された。その後の中央教育審議会や各種会議等における議論及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本要綱では以下の方向性を示す。

1. 四つの人材養成機能と三つの方針に基づく大学院教育の推進
2. 優秀な人材の進学促進と修了者の進路の確保、キャリアパスの多様化
3. 大学院におけるリカレント教育の充実
4. 人文・社会科学系大学院の在り方
5. 大学院教育のグローバル化と魅力ある教育研究環境の整備

**第四 文部科学省としての大学院教育に係る考え方と具体的な取組方策****1. 四つの人材養成機能と三つの方針に基づく大学院教育の推進**

各大学院は、大学院における四つの人材養成機能（①研究者養成、②高度専門職業人養

成、③大学教員養成、④社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成)と「知のプロフェッショナル」の育成という役割を基本としつつ、自らの社会的機能や人材養成目的・教育課程等を改めて検証し、教育研究組織の改組等を含めた見直しを積極的に実施していくべきである。

教育課程の編成については、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力や、大学院でこそ身に付けることが期待される社会を先導する力、様々な場面で通用するトランスファラブルな力を育成する取組が必要である。コロナ禍、そしてウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えて、これらの能力・能力を有する人材の需要は拡大するものと考えられるため、特に力を入れるべき事項である。また、分野特性を踏まえた上での教育研究の方法の工夫及び学修者への配慮が引き続き必要である。文部科学省は、このような大学院において必要とされる取組も踏まえ、各課程の目的・役割を考慮し、各大学院が自らの強み・特色を活かした教育課程を構築することを促す。

学位の授与に際しては、学位の国際的な通用性を前提とした質保証に各大学院において一層努める必要がある。また、未だにいわゆる「碩学泰斗」の証として博士の学位を認識している大学教員もいるという指摘もあるため、教育に対する大学全体及び個々の教員の意識醸成のために、各大学において実施されている教員評価において、研究業績のみならず教育業績や研究指導を含む研究室の運営等を評価軸として活用することも考えられる。更に、学生及び社会に対する情報公表等をはじめとした学位審査の透明性・公平性の確保を文部科学省としては引き続き促していく。

特に、各大学院は学生の進路に責任を負う意識の下、修了者の状況の把握・追跡等の実施、結果を踏まえた教育内容や教育研究組織の見直しに積極的に取り組む必要があり、文部科学省は状況把握を行うとともに、大学の積極的な取組を促進する。

#### <具体的な取組項目案>

- ・中央教育審議会大学分科会等での議論も踏まえつつ、各大学における「三つの方針※」に基づいた大学院教育の実質化を促進するとともに、その状況を把握・情報提供する。  
※「修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」
- ・修了者の状況の把握・追跡等の実施、結果を踏まえた教育内容や教育研究組織の見直しに積極的に取り組むよう状況把握を行う。
- ・各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、大学院を含めて機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて運営費交付金の重点支援を行う。
- ・各国立大学法人の中期目標・中期計画に掲げる、教育研究組織改革に関する取組の状況について、国立大学法人評価委員会による評価を行う。
- ・「私立大学等改革総合支援事業」などを通じ、社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進する。
- ・「卓越大学院プログラム」による支援とその評価における助言等を通じて、世界的に卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点の形成を促進する。
- ・大学院におけるコースワークや主専攻分野以外の科目の体系的履修、研究室ローテーションとい

- ・ った体系的・組織的な教育に係る取組を引き続き促すとともに、実施状況を把握・情報提供する。
- ・ 研究指導や研究室等の運営を含めた大学院教育に関するFDの実施状況や、教員の教育面における業績評価の実施状況等について把握・情報提供する。
- ・ パンデミック等の事態においても学修を継続するため、各大学に検討を促すとともに、国としての対応策を検討する。
- ・ 特に博士課程において、自らの学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレFD）の提供状況等について把握・情報提供する。
- ・ 学生・指導教員等への研究倫理教育の実施状況等について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し改善を促す。
- ・ 博士論文の指導・審査体制の状況について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し改善を促す。
- ・ 標準修業年限内での学位授与状況等について、把握・情報提供する。
- ・ 博士論文研究基礎力審査（QE）の実施状況等について、把握・情報提供する。

## 2. 優秀な人材の進学促進と修了者の進路の確保、キャリアパスの多様化

進学の促進について、大学院は、企業との人材獲得競争に直面しているという意識を持って、自らの教育プログラムの魅力やファイナンシャル・プラン、修了者のキャリアパス等の積極的な情報発信をはじめとしたリクルートの改善を図る必要がある。特に博士後期課程の進学率が低下し、学生数も減少していく中、大学院生は我が国の研究力強化の基盤となる人材であるという観点からも、大学院を志望する優秀な人材を増やす必要がある。そのため、文部科学省は関係府省とも連携の上、魅力ある修士・博士課程となるための環境構築を促進する。

また、大学院修了者が、大学院教育を通して身に付けた高度な専門性と幅広い能力を、社会の多様な場で活用していくために、大学院は自らの人材養成目的に応じて、大学教員や研究者以外の進路を視野に入れるための機会提供を行うことも必要である。このような取組を促すべく、文部科学省は各界での博士人材の活躍状況等について把握し、必要な方策について引き続き検討を行う。

また、先述のとおり、各大学院において責任を持って修了者の状況の把握・追跡等を実施し、その結果を踏まえた教育内容や教育研究組織の見直しに積極的に取り組む必要がある。

なお、我が国の研究力強化の観点からも、次期科学技術・イノベーション基本計画の内容とも連動して検討を進めていく。

### <具体的な取組項目案>

- ・ 特別研究員事業（DC）や日本学生支援機構奨学金（業績優秀者返還免除）による支援を継続的に実施する。
- ・ 社会の人材ニーズを勘案し、大学が戦略的に育成する優秀な博士後期課程学生に対して、処遇の向上とキャリアパス確保を一体として実施する大学への新たな補助金を創設し、所属機関を通じた経済的支援を促進する。
- ・ 大学独自の奨学金等の取組状況を把握し、促進する。
- ・ 競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保を推進すべく、関係府省と連携

して取組を実施する。

- ・各大学院において、多様な財源による経済支援メニューや就学に係る費用等についての情報を整理し（ファイナンシャル・プラン）、学生等に情報提供することを促すとともに、その実施状況について把握・情報提供する。
- ・各大学院における博士課程修了者の進路状況及びその公表状況について把握・情報提供する。
- ・各大学院における組織的な学生のリクルート活動を促すとともに、その実施状況について把握・情報提供する。
- ・大学院入学者選抜実施要項の見直しに着手する。
- ・関係機関と連携し、10兆円規模の大学ファンドを早期に実現し、その運用益を活用することによる世界レベルの研究基盤の構築を通じて、博士後期課程学生支援を実施するとともに、大学ファンドの創設に先駆ける形として博士後期課程学生への支援を強化する。（P）
- ・「卓越大学院プログラム」による支援とその評価における助言等を通じて、産学のあらゆるセクターを牽引する人材育成を行う大学院教育の構築とその成果の横展開を図る。
- ・大学院生の正規の教育課程において長期間有給の研究インターンシップを行う「ジョブ型研究インターンシップ」を推進する。
- ・関係府省と連携し、官公庁や産業界等における博士人材の活用促進を図る。
- ・修了者の状況の把握・追跡等の実施、結果を踏まえた教育内容や教育研究組織の見直しに積極的に取り組むよう状況把握を行う。（再掲）
- ・大学院修了者の追跡調査やデータベースの登録者増・活用促進などによる継続的なフォローアップを行う。

### 3. 大学院におけるリカレント教育の充実

18歳人口の減少が進むとともに、一人ひとりのキャリアパスの多様化が進んでいる我が国において、高度専門職業人を養成する役割を有する大学院がリカレント教育の実施に真剣に向き合っていくことは極めて重要な課題である。リカレント教育への取組姿勢は、各大学院における戦略の下、検討するものであるものの、文部科学省は各大学院における社会の多様なニーズに対応する教育プログラムの構築を促すべく、関係府省とも連携し、制度面も含めた方策検討を引き続き行う。

<具体的な取組項目案>

- ・各大学におけるリカレント教育の促進に向けた制度活用等の取組状況を把握・情報提供する。
- ・社会人等の学びのニーズに対応した累積加算型の学位取得に向けた環境整備に引き続き取り組む。
- ・大学院の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」として認定する。

### 4. 人文・社会科学系大学院の在り方

Society 5.0の実現やウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据え、人文・社会科学系の知見及び人文・社会科学系大学院による人材育成のニーズが大きくなることが予想される。一方で、人文・社会科学系の大学院教育の大部分は、体系的・組織的な教育への取組や博士号取得までの期間の長さ、教育研究内容の社会ニーズからの乖離、修了者の不透明なキ

キャリアパス等の課題が長年にわたって指摘され続けており、早急に各大学院において体質改善に取り組む必要がある。文部科学省は、人文・社会科学系分野の特性を踏まえつつ、各大学院の体質改善を促進するための支援策を検討する。

#### <具体的な取組項目案>

- ・「卓越大学院プログラム」による支援とその評価における助言等を通じて、産学のあらゆるセクターを牽引する人材育成を行う大学院教育の構築とその成果の横展開を図る。(再掲)
- ・大学院修了者のアカデミア以外のキャリアパス確保への働きかけを行う。
- ・中央教育審議会大学分科会等での議論も踏まえつつ、各大学における「三つの方針」に基づいた大学院教育の実質化を促進するとともに、その状況を把握・情報提供する。(再掲)
- ・各大学院における博士課程修了者の進路状況及びその公表状況について把握・情報提供する。(再掲)
- ・修了者の状況の把握・追跡等の実施、結果を踏まえた教育内容や教育研究組織の見直しに積極的に取り組むよう状況把握を行う。(再掲)
- ・標準修業年限内での学位授与状況等について、把握・情報提供する。(再掲)

### 5. 大学院教育のグローバル化と魅力ある教育研究環境の整備

ウィズコロナ、ポストコロナ社会においても、国内外を問わず優秀な高度人材を惹き付けるとともに、国境の垣根を超えた交流や競争を通じて国際的に活躍できる人材の育成・輩出が重要であり、各大学の戦略に基づき、引き続き取り組むべき事項である。文部科学省は、大学院教育のグローバル化と魅力ある教育研究環境整備に向けた取組を促す。

#### <具体的な取組項目案>

- ・中央教育審議会や教育再生実行会議等の議論も踏まえて、大学院におけるオンライン教育の進展とその活用について引き続き検討し、必要な措置を講ずる。
- ・国際共同学位プログラム(JD/DD)や卓越大学院プログラム等も含めた国内外大学間連携の促進を引き続き実施。
- ・国際的なトップクラスの研究拠点を活用した、卓越大学院プログラムとの連携による教育カリキュラムの開発等や、国内外の優秀な学生や研究者の獲得に向けた事務の国際化など事務機能の強化を推進。
- ・世界トップレベルの大学との交流・連携を実現・加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革等の体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化等、徹底した国際化に取り組む大学を引き続き支援。
- ・我が国の大学全体のニューノーマルにおける国際競争力を強化するために必要な環境整備を支援。
- ・我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現する等、先導的な教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を引き続き支援。